

教育資金の一括贈与の 非課税措置

春畑税理士事務所
所長:春畑匠美

令和3年度税制改正大綱において、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が、節税利用目的を是正した上で適用期間が2年延長され、令和5年3月31日までとなりました。そこで今回は「教育資金の一括贈与の非課税措置」の改正内容を解説していきます。

1. 教育資金の一括贈与の非課税措置の概要

本制度は、両親や祖父母など直系尊属(贈与者)から30歳未満の子や孫(受贈者)に対して、教育資金に充てるため下記①～③の方法により贈与を行った場合に、教育資金口座を開設し、金融機関等の営業所等を経由して税務署に教育資金非課税申告書を提出することで1,500万円までの贈与が非課税になるという制度です。

- ①信託受益権を付与した場合
- ②書面により贈与した金銭を銀行等に預入をした場合
- ③書面により贈与した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合

2. 教育資金とは

教育資金の範囲は下記のとおり、学校の入学金や授業料から、水泳やピアノなどの習い事までと意外に広く設定されています。

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ①入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
- ②学用品の購入費、修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- ※「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校及び各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所などをいいます。

(2) 学校等以外の者に対して直接支払われる次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの

- イ 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの
 - ③教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
 - ⑤③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- ロ イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの
 - ⑥②に充てるための金銭であって、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと学校等が認めたもの
 - ⑦通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費

※ただし、学校外の習い事については500万円までが非課税の枠となります。

3. 過去の改正経緯

「若年層へ資産を移転し、経済発展を促す」ことを目的として創設されたこの制度は、資金を使い切らないまま贈与者(祖父母等)が死亡しても残額が課税対象とならなかったため相続税の節税効果が高く、本来の目的と離れた租税回避目的で利用されることがありました。令和元年度税制改正で受贈者(孫等)の所得制限や、教育資金の範囲等の一部見直しが行われましたが、令和3年度税制改正でも、相続税の節税を封じる改正となっております。

4. 令和3年度改正の概要

①贈与者死亡時における相続財産の対象範囲拡大

教育資金管理契約の途中で贈与者が死亡し、贈与した資金のうち未使用の残額がある場合の取扱いが変更されました。

改正前:贈与者死亡前3年以内に行った教育資金の一括贈与に係る残額については相続税の対象

改正後:贈与の時期にかかわらず**全ての教育資金の一括贈与に係る残額**が相続税の対象

ただし、贈与者の死亡の日において受贈者が下記のいずれかに該当する場合は対象外となります。(改正前と同様)

- ◆23歳未満である場合
- ◆学校等に在籍している場合
- ◆教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

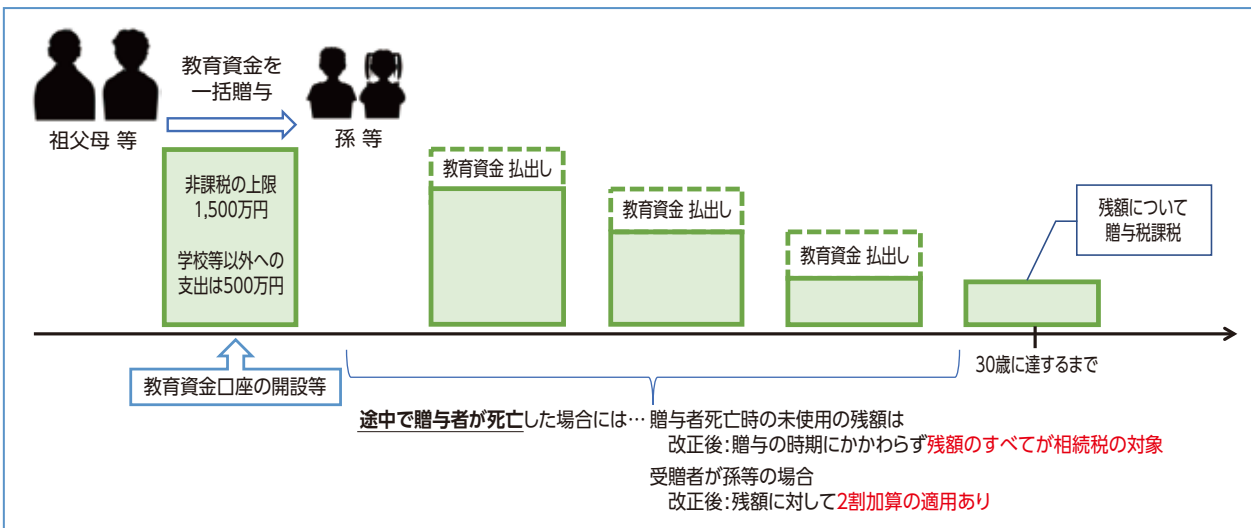
②相続税額の2割加算の適用

通常相続税の計算では、被相続人の配偶者、父母、子ではない人が相続財産を取得した場合、相続税額が2割加算されます。今回の改正では相続税の対象となる贈与資金の残額がある場合の2割加算の取扱いも変更されました。

(1)において相続税の対象となる贈与資金の残額があり、受贈者が子以外の直系卑属(孫等)である場合

改正前:残額に対して**2割加算の適用なし**

改正後:残額に対して**2割加算の適用あり**



まとめ

今回の改正は令和3年4月1日以降の贈与等により取得する信託受益権等に適用されます。これにより本当に教育資金が必要な場合を除き、相続税の節税目的で利用するメリットはますますなくなつたと感じられます。贈与を検討される際は、事前に税理士等に相談されることをおすすめします。

●執筆:春畑税理士事務所 (業務課 栄野元 幸乃)

▽所長 春畑匠美、平成元年九州北部税理士会登録/TKC全国会・医業会計システム研究会・社会福祉法人研究会・公益法人研究会所属/
MMPG・日本医業経営コンサルタント協会会員/関連会社:TACコンサルタツ株式会社・福岡給与計算センター有限公司

▽医療福祉経営における「税務会計労務」の分野についてトータルで支援する総合事務所 〒811-1311 福岡市南区横手1丁目13-2 TEL 092-585-6865 FAX 092-585-6805